

○瑞穂町社会教育備品の利用に関する規則

平成25年3月28日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂町教育委員会（以下「委員会」という。）が社会教育活動の奨励のため、その管理に属する社会教育の用に供する備品（以下「備品」という。）を利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 備品を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、瑞穂町社会教育備品利用申込書（様式第1号）に別表に定める利用料を添え、利用しようとする日の1月前の日の属する月の初日から利用しようとする日の3日前までに委員会に申し込み、あらかじめその許可を得なければならない。

2 委員会は、前項に規定する許可をしたときは、瑞穂町社会教育備品利用許可書（様式第2号）を申込者に交付するものとする。

3 備品の利用の許可は、申込みの順序によるものとする。

(備品の種類及び利用料)

第3条 備品の種類及び利用料は、別表のとおりとする。

(利用料の免除)

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を免除することができる。

(1) 瑞穂町又は委員会が使用するとき。

(2) 町の区域内の幼稚園、保育園、小学校、中学校又は高等学校が教育目的で使用するとき。

(3) 官公署が公益のため使用するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。

(利用の制限)

第5条 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないものとする。

(1) 政治的又は宗教的活動のために利用するとき。

(2) 専ら営利を目的とするために利用するとき。

(3) 火災又は身体の危険その他事故の発生するおそれのある利用をするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められる利用をするとき。

(利用の取消し等)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、備品の利用を制限し、若しくは中止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 別表に掲げる備品を利用する者（以下「利用者」という。）が利用目的又は利用条件に違反したとき。

(2) 災害その他事故により、利用ができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、利用者が受けた損害について、委員会は賠償の責めを負わないものとする。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を守らねばならない。

(1) 事故の防止及び安全に努めること。

(2) 委員会職員の指示に従うこと。

(3) 備品を利用する前及び利用を終了したときは、委員会に申し出ること。

(4) 事故が発生したとき、若しくは備品を破損し、汚損し、又は亡失したとき（以下「破損等したとき」という。）は、速やかに、委員会に報告すること。

(利用者の責任)

第8条 備品の利用における事故の責任は、利用者が負うものとする。

2 利用者は、備品を故意又は重大な過失によって破損等したときは、弁償の責を負うものとする。

(利用台帳の整備)

第9条 委員会は、備品の利用状況を明確にするため、社会教育備品利用簿を整備しておくものとする。

(委任)

第 10 条 この規則の施行について必要な事項は、委員会教育長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

備品の種類	数量	利用料
陶芸窯	1	素焼き 600 円／回
		本焼き 1,400 円／回

様式 略